

決 定 書

第1 請求人

住所 錦町大字木上東408番地

氏名 「錦町を良くする会」代表 藤川 喜一

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

錦町長は、反町長派の業者を指名から外し賠償命令を受けた事件に関し、町民の税金（一般会計）より53,134,854円を支出。前町長に対する国家賠償法第1条第2項による「求償裁判」で勝訴し、前町長に請求中であるが、元金残、遅延損害金を含め77,910,177円が未収である。言うまでもなくこの未収金は町民全員の債権であり財産である。この町民の権利を時効（10年）か本人死亡時以外には放棄してはならないのは当然である。（相続時に秘匿財産が判明する可能性がある）

「時効」でもなく、本人存命中にも関わらず、昨年12月令和7年第4回定例会においてこの件の「権利の放棄」が提起され議会も同意したと報じられている。

町民の貴重な財産権を上記理由以外で「放棄」することは許されない。裁判所の「和解勧告」にも応じず、この件で町民に一切負担をかけないと「求償裁判」を選択決断した現町長の姿勢との整合性も問われることとなる。

よって、この件の「権利の放棄」の撤回、取り消しを求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和8年3月16日に提起され、請求要件を具備しているとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和8年3月17日から令和8年5月7日まで

2 監査の対象課等

本件損害賠償請求に関わった職員（副町長及び総務課）

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和8年3月16日に監査事務局にて、監査請求書（錦町職員措置請求書）を提出の際、請求人による住民監査請求書の読み上げをもって陳述を聴取した。

また、情報公開等による証拠書類等についても提出され、これを受理した。

なお、令和8年4月30日に、地方自治法第242条第7項による請求人の陳述の機会を設けた。

4 関係人の陳述聴取及び監査

令和8年3月24日、4月7日、16日、27日及び30日に、副町長、総務課長及び行政係長の陳述を聴取した。併せて、当該監査事項の経緯に係る資料及び法的根拠を示す書類等により監査した。

なお、令和8年4月30日は、地方自治法第242条第8項による請求人の立会いを認めた。

第5 監査の結果

1 主文

本件監査請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

破産手続開始の申立てに関する根拠法令は、次のとおりである。

破産法（抜粋）

第十八条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

債権の放棄に関する根拠法令は、次のとおりである。

地方自治法（抜粋）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除く
ほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

（2）認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

錦町長は、令和6年5月15日、債務者である前町長の破産手続き開始の申立てを行い、令和7年4月17日に前町長の「破産手続きの廃止」と「破産者の免責許可」の判決が下された。

そのことを受け、錦町長は、令和7年12月9日開会の令和7年第4回錦町議会定例会で、前町長に対する町の損害賠償請求についての権利を放棄することについての議案を提出し、議会の議決を経て、本債権を放棄した。

(3) 監査委員の判断

債権の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、議決を経たうえで決定がなされていることが確認できた。

また、破産法第18条は、「債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。」としており、債権者である錦町が申し立てることが出来る旨が規定されている。

本町がこれまで行ってきた前町長の預貯金などの財産調査には限界があったこと等が認められ、更に前町長による責任財産を構成する土地建物について配偶者に譲渡する等により、債権者の執行を回避する不動産の詐害行為等があったことやこれまでの不誠実な対応から前町長が財産を隠匿していると思われる合理的疑いが生じることは明らかである。

これらのことを踏まえ、町民の財産となる多額の債権を出来るだけ回収するため債権者破産申し立てという最終的な手段として破産管財人による徹底した財産調査を行うことを選択した行為だといえる。

すなわち、裁判所の関与のもとで前町長の財産状況を包括的に確認し、そこで財産が発見された場合においては、町の債権の回収が可能となることを見込み、破産手続が取られたと解することができる。

このことから、結果的には隠匿した財産等は発見できず、破産手続きの廃止及び破産者の免責許可という裁判所の判定結果を踏まえて、前町長に対する町の損害賠償請求についての権利を放棄したことは、錦町が前町長に対する破産手続きを行ったことを含め、地方自治法及び破産法に基づく適正な判断であったと解する。

したがって、本件は、違法又は不当な行為であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

なお、「和解勧告」に応じなかった旨の訴えについては、平成21年9月1日開会の第7回錦町議会臨時会において、「議案第56号 訴訟上の和解について」として提案され、原告である業者2社との和解について審議されたところであるが、全会一致で否決されており、現町長が和解勧告に応じなかった事実はない。

令和8年5月11日

錦町監査委員 宮田 弘
錦町監査委員 池田 秀晴